

## 中間取りまとめに対する意見

### 1. 法の役割について

多種多様な化学物質が、事業場及び移動性のある排出源から大量に排出されている現状について、リスク管理を強化するとともに、リスクコミュニケーション等を通して自主的取組を促進し、さらに予防原則に基づき、必要な規制を検討する前提事実を把握することが本来の目的のはずである。

中間取りまとめでは、法の役割において、予防原則について、基本的な考え方が取り入れられていない。

### 2. P R T R 制度

#### (1) 対象物質

中間取りまとめにおいて、G H S との整合性、特定第一種指定化学物質について新たなエンドポイントの追加、新たな有害性情報に基づく指定化学物質の追加などが検討されていることは評価する。

P R T R の指定物質のうち、代替が進んでいるものについて、有害性が懸念されるものも相当あると思われる。代替物質の安全性について、特に重点をおいて、追加検討を期待する。

#### (2) 対象事業者

##### ① 対象業種

中間取りまとめにおいて、届出外排出量の推計結果のうち、特に大きな割合を占める建設業や農業が対象業種に加えられなかったことについて、問題がある。建設業や農業は、P R T R 対象物質の取扱いについて、管理及び取組を促進すべき業種である。農薬取締法や建設業法だけでは、化学物質の排出量管理を継続的に促進することは困難である。また、地域住民とのリスクコミュニケーションを行うためにも、推計で把握するのではなく、事業者による主体的な把握と対応が必要である。

##### ② 従業員数要件・取扱量要件

中間とりまとめでは、現状の従業員数要件及び取扱量要件について、費用対効果を考慮すると、規制を強化することについて合理性がないとされている。しかし、地方公共団体では、条例等で要件を強化している例が複数あることを考慮し、国はこのような地方公共団体の取組から得られる情報を重視すべきである。

中小企業は、大企業からの業務委託や発注によって事業を行っていることがほとんどであり、大企業のサプライチェーンのなかに組み込まれている。したがって、大企

業のサプライチェーンマネジメントを支援する意味でも、中小企業による自主的管理の強化が必要である。さらに、中小企業は、市街地で事業を行っていることが多く、地域住民とのリスクコミュニケーションの必要性も高いことに留意すべきである。

#### (3) 届出事項

取扱量、貯蔵量は、地域住民とのリスクコミュニケーション上極めて重要な情報である。中間とりまとめにおいて、取扱量及び貯蔵量が届出事項に追加されないとされていることには、反対である。

中間とりまとめにおいて、廃棄物の処理方法及び放流先下水道終末処理施設名の記載が追加されるべきであるとされていることは、適切であり、賛成である。

#### (4) 普及・啓発のあり方

中間とりまとめが、未届出事業者に対する厳正な対処が必要であるとしていることについては、賛成である。

#### (5) 把握・推計手法の継続的改善

中間とりまとめが、届出排出量等の把握手法及び届出外排出量の推計手法を継続的に改善するべきであるとしていることについては、賛成である。

把握・推計手法が統一されておらず、不正確であることは、P R T R制度の根本的存在意義にかかる問題であり、国・自治体・産業界が連携して、手法の改善を進めるべきである。

#### (6) P R T R制度の多面的利用促進

中間とりまとめが、P R T R制度の多面的利用を促進する必要性を述べていることには賛成である。市民は、害虫防除、農薬散布、ゴルフ場での除草剤使用、工事現場での化学物質使用など、廃棄物の保管場所、中間処理施設、最終処分場など工場以外の化学物質排出源についても不安を感じている。これらの不安に対して、自治体及び事業者が説明責任を果たすとともに、化学物質の排出量を低減を実現する取組と情報公開を期待する。

### 3. MSDS制度について

化学物質は、単体での危険性だけではなく、複合した汚染について、情報が提供されるべきである。MSDSは、現在物質だけを対象としているが、事業者これを拡大するとともに、使用上の危険性について、さらに充実した情報を記載すべきである。

以上